

「適正な電力取引についての指針」（新旧対照表）

成 案	現 行
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 1 本指針の必要性 (1)～(6) (略) (7) 本指針は、こうした一連の電力システム改革により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。 <u>なお、今回の本指針の改定は、【新元号】元年7月に創設されるベースロード市場における取引の在り方等を示すものである。</u> (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売供給 ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為 ア (略)	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 1 本指針の必要性 (1)～(6) (略) (7) 本指針は、こうした一連の電力システム改革により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。 <u>なお、今回の本指針の改定は、平成27年改正法の一部施行を踏まえ、特定卸供給を活用したネガワット取引の在り方等を示すものである。</u> (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売供給 ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為 ア (略)

成 案	現 行
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i セット販売における不当な取扱い 小売電気事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する<u>こと</u>は、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。 しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。 (i) ～ (ii) (略) ii ～ vi (略) vii 不当な違約金・精算金の徴収 (略) viii <u>不当な交渉機会の義務付け</u> <u>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切替えを希望する場合において、当該需要家との間で、自己との交渉をさせ自己が当該需要家の希望する取引条件を提示することができなかったときのみ解除が可能となる契約を締結することは、当該需要家が当該小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。</u>	イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i セット販売における不当な取扱い 小売電気事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する<u>行為</u>は、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。 しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。 (i) ～ (ii) (略) ii ～ vi (略) vii 不当な違約金・精算金の徴収 (略) 〔新設〕

成 案	現 行
<u>ix</u> 物品購入・役務取引の停止 (略) <u>x</u> (略) ② その他の行為 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i (略) ii 需要家への不当な情報提供 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、営業活動の中で事実と異なる情報（例えば、他の小売電気事業者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することにより、他の小売電気事業者と需要家の取引を不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 (略) (2) 経過措置料金による小売供給 (略) II 卸売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略)	<u>viii</u> 物品購入・役務取引の停止 (略) <u>ix</u> (略) ② その他の行為 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i (略) ii 需要家への不当な情報提供 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、営業活動の中で事実と異なる情報（例えば、他の小売電気事業者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することによって、他の小売電気事業者と需要家の取引を不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。 (略) (2) 経過措置料金による小売供給 (略) II 卸売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略)

成 案	現 行
(1) 小売電気事業者への卸供給等 ① 卸電力市場の活性化のためには、小売電気事業者が電気の卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要である。 ② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注）が支配的な卸供給シェア（注）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。 なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。以下、常時バックアップの契約窓口となる事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者を併せて「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」という。）に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。 また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確	(1) 小売電気事業者への卸供給等 ① 卸電力市場の活性化のためには、小売電気事業者が電気の卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要である。 ② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注）が支配的な卸供給シェア（注）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。 なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。以下、常時バックアップの契約窓口となる事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者を併せて「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」という。）に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。 また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確

成 案	現 行
保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。 (略) ③ <u>大規模発電事業者（注）が保有するベースロード電源を投入し、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が電気を年間固定価格で調達するベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させることを目的としている。ただし、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその関連会社（注）については、当該区域が含まれないベースロード市場の市場範囲（注）において、ベースロード市場から電気を調達することを妨げるものではない。</u> <u>（注）ここでいう大規模発電事業者とは、全国で500万kW以上の発電規模を有する発電事業者、その親会社又は当該発電事業者若しくはその親会社から3分の1以上の出資を受ける発電事業者である。</u> <u>（注）ここでいう区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の関連会社とは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又はその親会社が他の小売電気事業者の議決権の3分の1以上を有する場合における当該他の小売電気事業者である。</u> <u>（注）ベースロード市場の市場範囲はスポット市場の市場分断発生頻度等を加味して、卸電力取引所にて決定される。</u> <u>仮に、発電事業者がベースロード市場に十分な量の電力を投入しない場合、電力自由化により新規参入した小売電気事業者によるベースロード市場からの電気の調達が妨げられ、健全な小売競争が阻害されるおそれがある。</u> <u>このため、大規模発電事業者は、電気事業法上規制をされていないが、ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場</u>	保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。 (略) 〔新設〕

成 案	現 行
<u>が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に対し十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である。</u> <u>また、市場の活性化の観点から、大規模発電事業者以外の事業者がベースロード市場に電力を投入することも推奨される。</u> <u>なお、ベースロード市場の取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「ベースロード市場ガイドライン」が参考になる。特に、大規模発電事業者がベースロード市場に電力を投入する際、同ガイドラインに規定する算定式にしたがって、資源エネルギー庁が算定した量を下回らない量の電力をベースロード市場に投入すること、及びその価格については、自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としないことが望まれる。</u> ④ 独占禁止法上は、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の小売電気事業者に対して自己又はグループ内の小売部門との内部取引に比して不当に高い卸供給料金を設定したり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による他の小売電気事業者に対する卸供給を不当に妨げたりすることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、問題となりやすい。 (2) 卸電力取引所の活性化 (略) 卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による卸電力取引所への電力の投入を不当に妨げることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。 (3) 卸電力市場の透明性 (略)	③ 独占禁止法上は、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の小売電気事業者に対して自己又はグループ内の小売部門との内部取引に比して不当に高い卸供給料金を設定したり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による他の小売電気事業者に対する卸供給を不当に妨げたりする行為は、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、問題となりやすい。 (2) 卸電力取引所の活性化 (略) 卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による卸電力取引所への電力の投入を不当に妨げる行為は、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となりやすい。 (3) 卸電力市場の透明性 (略)

成 案	現 行
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸供給契約における不当な料金設定等 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、他の小売電気事業者に対して、不当に電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対して、正当な理由なく電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することことは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。 (略) ② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 (略) ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い (略) このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸供給契約における不当な料金設定等 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、他の小売電気事業者に対して、不当に電気の卸供給料金を高く設定する行為又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限する行為は、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対して、正当な理由なく電気の卸供給料金を高く設定する行為又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限すること行為は、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。 (略) ② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更 (略) ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い (略) このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供

成 案	現 行
給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 （略） ④ ベースロード市場への電力投入の制限 <u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、不当にベースロード市場に電力を投入しない又はその数量を制限することにより、他の小売電気事業者がベースロード市場において電気を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。</u> ⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限 （略） ⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用 （略） ⑦ 発電設備の買取り （略） （２）卸電力取引所の活性化 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 （略） 〔新設〕 ④ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限 （略） ⑤ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用 （略） ⑥ 発電設備の買取り （略） （２）卸電力取引所の活性化 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 （略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

成 案	現 行
① 卸電力取引所への電力投入の制限 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、不当に卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することにより、他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。 （略） ②～④ （略） （３）卸電力市場の透明性 （略）	① 卸電力取引所への電力投入の制限 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、不当に卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することは、他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。 （略） ②～④ （略） （３）卸電力市場の透明性 （略）
Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方	Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方
１ 考え方 （略） また、区域において一般電気事業者であった発電事業者とネガワット事業者は、電気の卸供給において競争関係にあるところ、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や区域において一般電気事業者であった発電事業者がネガワット取引を不当に妨げることは、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。 （略）	１ 考え方 （略） また、区域において一般電気事業者であった発電事業者とネガワット事業者は、電気の卸供給において競争関係にあるところ、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や区域において一般電気事業者であった発電事業者がネガワット取引を不当に妨げる行為は、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となりやすい。 （略）
Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方	Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方
１ 考え方 （１） （略） ① （略）	１ 考え方 （１） （略） ① （略）

成 案	現 行
② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱いを禁止しており（電気事業法第23条）、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難に<u>させることから</u>、独占禁止法上違法となるおそれもある。 （略） V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 （略）	② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱いを禁止しており（電気事業法第23条）、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難に<u>させ</u>、独占禁止法上違法となるおそれもある。 （略） V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 （略）